

農地法第4条・第5条農地転用「届出」申請添付書類

	書 類 名	部数	備 考
1	届出申請書	2	各申請書に認印又は自筆署名。本人又は行政書士等の資格のある方が申請可。
2	土地全部登記事項証明書	2	法務局の証明があるもの(うち1部はコピー可)。 提出の日からさかのぼって3ヶ月以内のもので内容が変更されていないこと。(権利者の住所が現住所と違う場合はそれがわかる住民票、戸籍附票等を添付)
3	位置図 (縮尺10,000分の1～50,000分の1程度)	2	多治見市全図等で、方位と縮尺、現地の場合の記載がされ、申請地周辺の土地利用状況が確認できる図面(A4～A3サイズ)。
4	公図の写し	2	法務局の証明がある土地の地番を表示する図面(うち1部はコピー可)。 申請地を朱で囲み、申請地周辺の登記地目、現況地目を記入してください。
5	申請地付近の現況を示す図面	2	申請地付近の状況を示し、担当者が現場を確認できる地図。 申請地は赤で記入。
6	配置図(土地利用計画図) (縮尺500分の1～2,000分の1程度)	2	計画区域全体のもの。計画の一部の場合は申請地の位置を示し、敷地と道路の関係がわかるもの。(道路の種別・幅員・排水先等を記入のこと) 建築物で2階建以上の場合は立面図も添付 (一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、設計を行った場合においては、その設計図書に一級建築士、二級建築士又は木造建築士である旨の表示をして記名)
7	個人の住民票	1	個人の場合、譲受人(借受人含む)のもの(5条のみ)
8	法人登記事項証明書	1	証明書は法務局の証明があるもの 法人の場合、譲受人(借受人含む)のもの(5条のみ)
9	宅地建物取引業者免許証(写し)	1	転用目的が宅地分譲の場合
10	土地区画整理事業内の土地	各1	仮換地証明書(原本)、仮換地の使用収益開始日の通知(原本)、土地区画整合法第76条の許可書(写しも可)
11	都市計画法第29条開発許可書(写し)	1	都市計画法第29条開発許可に該当の場合許可時に見せていただき、確認後、こちらでコピーします。併せて農地転用の許可書をお渡します。
12	遺産分割協議書等	1	相続未登記等の場合
13	委任状	1	行政書士に手続きを全権委任する場合
14	受理書受領の委任状等	1	代理で受領される場合(家族含む)(13の場合は不要)

※4条申請:本人が転用(農地以外の目的に)するとき。

※5条申請:本人以外に所有権・使用貸借権・賃貸借権の権利が移るとき。(所有権移転で、共有者がある場合は持分を記載すること。)

※転用の理由等により上記以外の書類が必要となることがあります。(農地以外の目的に利用されている、造成されている等の場合は始末書が必要です。また、一時転用では、農地へ戻す計画書が必要となります。)

※開発では、過去3年以内の農地転用、地目変更は、開発面積として合算されます。(開発許可非該当の場合は理由を明記(造成なし等)してください。)

※太陽光発電設備設置の場合は、メーカー、1枚のサイズ、ワット数、枚数、総発電量を配置図(土地利用計画図)に記入して下さい。

※許認可を必要とする施設の目的で転用する場合は、官公庁等の許認可の写しを添付。

※転用の制限:小作(賃貸借、使用貸借等)のある土地。取得して3年未満(相続以外)の農地。

※添付部数複数の場合は正本に原本、控本に写しを添付してください。

※納税猶予者、経営移譲年金者の場合は権利を喪失しますのでご注意ください。

行政書士法 抜粋

第十九条 行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第一条の二に規定する業務を行うことができない。(後略)

建築士法 抜粋

第二十条 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、設計を行った場合においては、その設計図書に一級建築士、二級建築士又は木造建築士である旨の表示をして記名しなければならない。設計図書の一部を変更した場合も同様とする。